

<平成29年4月1日～平成30年3月31日まで>

「運輸安全マネジメントに関する取組みについて」

株式会社 栄友ライン 本社営業所は、トップをはじめ全社員が運送の安全を最優先とした取組みを行っております。

全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため次のとおりの基本方針を定め、「運輸安全マネジメント」を導入し、全社員が一丸となって取組んでいます。

1.輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 全従業員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取組み、絶えず安全性の向上を図る。
- (2) 運輸安全マネジメント（輸送の安全に関する計画の作成・実行・チェック・改善の一連のPDCAサイクル）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより及び全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。
- (3) 公共の道路を使用して仕事をしているという認識を常に持ち、運転に関する知識（道交法・車両法等）及び技能の向上に努め交通事故防止を図る。
- (4) プロドライバーとしての自覚を高め、悪質違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許・無資格運転、過積載運行、最高速度違反、救護義務違反）を絶対させない。
- (5) 運行管理体制及び車輛管理体制の充実強化を図り、法令に定められた運行管理及び車輛管理が適切に機能するよう配慮する。
- (6) 現場の声を安全性向上策に継続的に反映させる等、全体の安全性を計画的に向上させる。
- (7) トラック協会及び警察等の安全運転講習会、研修会に積極的に参加させ、運転者の能力向上を図る。
- (8) 安全に対する基本的な方針（年間計画に沿って）を全従業員に周知徹底させる。
- (9) 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表する。

2.輸送の安全に関する重点施策

(1) 安全方針に基づき、次の項目を踏まえた取組みを重点施策とする。

- 1.輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全を管理する規程に定められた事項を遵守すること。

2. 輸送の安全に関する費用の支出及び投資を、積極的かつ効率的に行なうよう努めること。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これらを的確に実施すること。

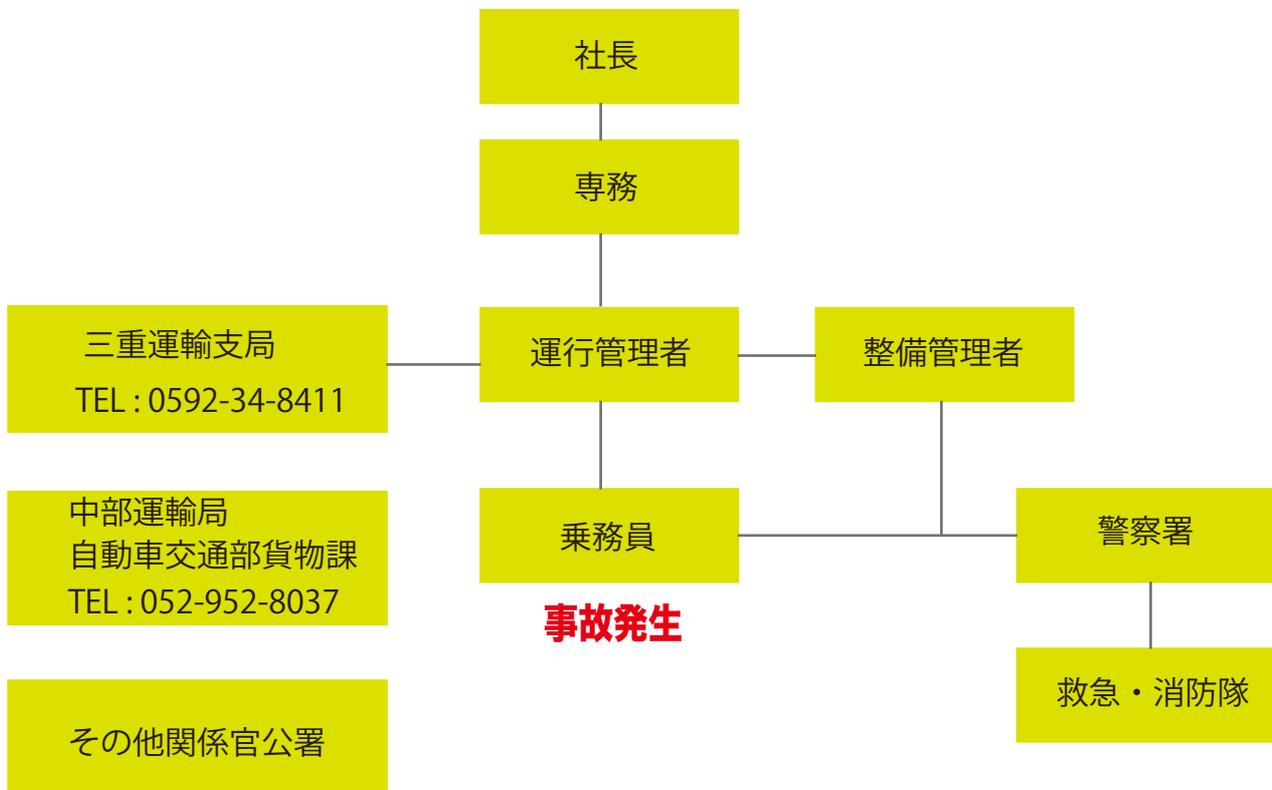
(2) 遵守状況の確認

安全を管理する規程の遵守状況は、内部監査を年1回以上実施し、必要に応じて是正措置又は予防措置を講じます。

(3) 情報の連絡体制の確立

- 安全会議を毎月1回開催し、全営業所で情報を共有する。
- 報告連絡体制図を作成する。
- ヒヤリ・ハット情報を収集して、全営業所で共有する。

事故・災害等に関する報告連絡体制



3.輸送の安全に関する平成29年度目標

(1) 運輸安全目標 重大事故「0」(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)

①死傷事故 ②転覆事故 ③転落事故 ④火災事故

⑤踏切事故 ⑥事故車両起因事故

【その他の事故】 人身事故・・・「ゼロ」 物損事故・・・「ゼロ」

株式会社 栄友ライン 本社営業所：平成29年4月1日～平成30年3月31日まで

4.輸送の安全に関する具体的な計画

(1) 運行管理体制の充実強化

- ①経営トップは運行管理者の業務の実施状況について、その適否を確認し指導監督する。
- ②点呼及び指導監督等の運行管理業務を確実に実施できるように運行管理者の勤務体制を確立する。
- ③過労運転の防止を図るため、運行管理者に対して運転者の拘束時間・連続運転時間・休憩時間・休息期間等の労働時間等を把握し勤務割を作成させる。
- ④飲酒運転の防止を図るため、運行管理者に対して点呼時のアルコール検知器による酒気帯び確認を行うよう指導監督する。
- ⑤テロ等発生時における運行管理者に対して緊急連絡・指示体制の徹底を図らせる。

(2) 教育及び研修の充実強化

- ①新入社員は入社時より3ヶ月以内に株式会社栄友ライン 安全五原則・ZD運動の主旨等をマニュアルに沿って安全教育の育成を図る。
- ②安全マネジメントに係る要員に対する教育・研修を行う。
- ③運転者に対する一般的な指導及び監督を計画的、効果的に実施するため、年間の実施計画を別に定める。

(3) 運転者台帳を作成(補正)し、運転者の安全管理に活用する。

(4) 初任運転者の採用に際しては、初任診断(義務)を受診させるほか、「運転記録証明書」を活用して個別指導する。

(5) 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)の申請準備をする。

(6) 「エコ安全ドライブコンテスト」に参加する。

(7) ZD運動を通してグループ内の意志疎通を図り、安全教育に活用する。

(8) 交通事故、災害等が発生した場合の報告連絡体制を定め、事故報告の内容が速やかに社内に伝達されるよう整備しておく。

(9) 輸送の安全推進に係る行事等を計画する。

(10) 輸送の安全に関する投資

- ①ドライブレコーダー導入5台
- ②バックアイカメラ導入2台
- ③ドライブレコーダー専用ソフトの導入
- ④高感度アルコールチェッカーの導入2個
- ⑤交通事故防止対策 ZD運動「ZERO DEFECT」の推進
- ⑥東京海上日動「頻出多発事故対策プログラム」、「特定運転者対策プログラム」への参加
- ⑦自動車事故対策機構「運転者適正診断」の受診
- ⑧東京海上日動「エコドライブ推進プログラムコンテスト」への参加

投資予定額16万円

株式会社 栄友ライン 本社営業所：平成29年4月1日～平成30年3月31日まで

5.輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

【事故に関する統計及び達成状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日まで）】

自動車事故報告規則第2条に規定する事故・・・0件達成

その他の事故

【目標】 総件数 0 件（人身 0 件、物損 0 件）

【結果】 総件数 0 件（人身 0 件、物損 0 件）・・・達成

【輸送の安全に関する目標への達成状況】

（輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分）

(1) 処分の内容

これまで命令及び処分なし

(2) 処分にに基づき講じた措置（対策）

なし

株式会社 栄友ライン 本社営業所：平成29年4月1日～平成30年3月31日まで